

議案第 111 号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の委員の項中「63,000円」を「85,000円」に改め、同表産業医の項中「産業医」の次に「（学校に置かれるものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

産業医（学校に置かれるものに限る。）	年額 480,000円	一般職の職員
--------------------	-------------	--------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育委員会の委員及び産業医の報酬の見直しに伴い、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則 (略)			本則・附則 (略)		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
教育委員会の委員	月額 <u>85,000円</u>	市長等	教育委員会の委員	月額 <u>63,000円</u>	市長等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
産業医（学校に置かれるものを除く。）	日額 50,000円	一般職の職員	産業医	日額 50,000円	一般職の職員
産業医（学校に置かれるものに限る。）	年額 480,000円	一般職の職員	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)
備考 (略)			備考 (略)		

議案第 111 号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部人事課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

教育委員会の委員の報酬額について、委員としての稼働日数や他自治体の報酬設定の状況等を勘案し、増額するため条例改正するものである。

産業医の報酬額について、学校に置かれる産業医の勤務実態や他自治体における報酬設定の状況、社会情勢等を考慮し、学校に置かれる産業医の区分を新たに設定し年額報酬とするため条例改正するものである。

○ 他自治体の状況等

- ・教育委員会の委員：水戸市（月額 85,000 円）、柏市（月額 86,500 円）
- ・産業医：茨城県（教員数に応じて 50 人未満が年額 360,000 円、50 人以上 100 人未満が年額 480,000 円。（100 人以上、200 人以上まで段階設定あり））、つくばみらい市（年額 480,000 円）

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

地方自治法第 203 条の 2（報酬及び費用弁償）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

適正な報酬額を設定することにより、人材の確保やサービスの質向上によって、社会全体の利益に寄与することができる。

学校に置かれる産業医の区分を新たに設けることで、教職員の働き方改革をより推進し、「教職員の健康・福祉の確保」や「在校等時間の長時間化を防ぐための対策」などに寄与することができる。